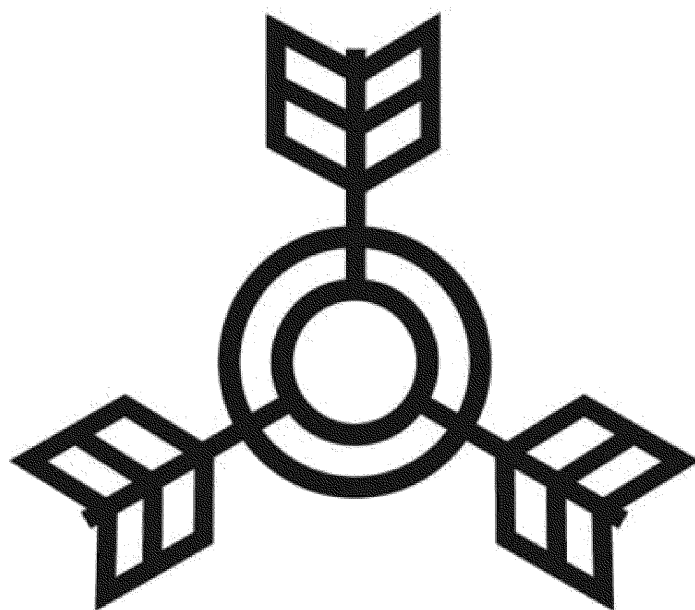


農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



平成29年10月18日

都 城 市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、宮崎県の南西端に位置し、雄大な霧島連山や鱈塚山系に囲まれる広大な都城盆地一帯の拠点都市である。

母なる大淀川やその支川の周囲には水田や畑が広がり、古くから名産地として知られる茶、露地野菜、イチゴやキュウリといった施設園芸のほか、焼酎の一大産地であるため、原料となるサツマイモの栽培が盛んである。併せて、国内トップの焼酎生産量を誇る地場企業を有するなど、農業を基幹とする工業が盛んである。

また、全国的に有名な本市の畜産業については、市全体の農業産出額の約8割を畜産部門が占めるほどであり（平成18年度農林水産省「生産農業所得統計」において、肉用牛、豚、鶏は全国市町村単位でそれぞれ1位）、林業については、標準伐期に達した人工林が8割を占めることから、今後ますます本市で生産加工された木材の需要拡大が見込まれる。木材加工においても、約30の製材業者が集積する国内有数の木材供給基地となっている。

他方で、本市では、豊かな地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入が進められており、これまでに水力発電（山田町の駒発電所）やクリーンセンターによる廃棄物発電、家畜排せつ物や焼酎かすを利用したバイオマス発電等が導入されてきたほか、太陽光発電の導入も拡大している。

また、豊富な森林資源を活かした木質バイオマス発電の導入が計画されており、今後、未利用エネルギーの有効活用が期待されている。

しかし、本市の農林業及び再生可能エネルギーを取り巻く状況は厳しく、農林業については担い手の高齢化や後継者不足等の課題が深刻化している。

再生可能エネルギーについては、乾質の鶏ふん燃焼発電は、焼却処理による発電システムが導入されたことで、窒素負荷の低減と養鶏業の排せつ物処理の負担軽減に貢献している反面、畜ふんバイオガス化発電は、家畜排せつ物の移動に伴う家畜伝染病の防疫対策、メタン発酵時に生じる消化液の処理等の課題によって普及が進んでいない状況である。

加えて、木質バイオマス発電については、以前から製材くず（おが粉）を畜産事業者に供給し、家畜排せつ物を吸着させる敷料として利用してきたが、急激な木材需要の増加によって製材くずの供給不足が懸念されるとともに森林資源の持続性が課題となっており、太陽光発電についても、景観や雨水及び土砂の流出等について考慮する必要がある。

こうした本市を取り巻く農林業及び再生可能エネルギーの現状や課題を踏まえ、本市における再生可能エネルギー発電設備の導入については、森林資源の持続的かつ発展可能な循環利活用と農山村で確立された経済及び環境の好循環が維持されるように取り組む必要がある。

本市は、市域の自然的及び社会的条件に合致した再生可能エネルギーの導入推進によって、農林畜産事業者の経営負担の軽減、後継者の育成支援といった農林畜産業の健全な発展に資する取り組みのほか、温室効果ガスの吸収、水源かん養等の機能を有する森林資源の持続的かつ発展可能な循環利活用を計画的に目指すこととする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地番	地目	地積 (m ²)	備 考
A	都城市高城町有水	1941 番地	宅地	5,848	畜産系バイオマス発電設備
B	都城市高城町有水	1941 番地	宅地	6,550	畜産系バイオマス発電設備

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	畜産系バイオマス発電	1,630 kW	鶏ふん専用
B	畜産系バイオマス発電	1,580 kW	畜ふん

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当なし	該当なし
B	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
A	発電事業の燃料となる家畜排せつ物を、地域の畜産事業者から長期的かつ安定的な価格で買い取ること で、家畜排せつ物の処理に掛かる経費を削減し、農業所得の向上を図る。	地域に賦存する畜産系バイオマスを変換して得られる電気の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。
B	また、本市域から排出される鶏ふん等を焼却処理することで、窒素負荷低減による農地保全及び悪臭防止等による環境保全を図るとともに、発電関連事業によって地域人材の雇用を創出する。	

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

再生可能エネルギー発電設備が、大気、水質、悪臭、その他の自然環境に影響を及ぼさないよう自然改変を最小限に留めるとともに、設備整備者は、必要に応じて地域の合意形成を図り、特に配慮を要する事項が発生した場合には適切な対策を講ずるものとする。

また、堆肥に含まれる硝酸態窒素による地下水汚染を軽減するため、家畜排せつ物の堆肥化を最小限に抑え、発電事業の燃料となる家畜排せつ物については、主に市域内の畜産事業者から排出されるものを利用する。

(2) 景観の保全

2の区域及びその周辺の保全については、「都城市みどりと景観のまちづくり条例（平成25年条例第38号）」や景観法等の関係法令に基づき、適切な配慮を行うこととする

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う畜産系バイオマス発電設備を、3,210kW導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標達成度合いを確認するため、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼動状況等）を定期的に調査し、進捗状況を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時には、設備整備者の責任において設備の撤去及び土地を原状回復することを原則とし、その時点における関係法令を遵守し可能な限り再資源化に努めることとする

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、計画の内容についてホームページへの掲載等により広く周知することとする。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の認定の申請があった場合には、その内容が基本計画に適合するものであるかを精査するとともに、固定価格買取制度における設備認定等の状況についても確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況を定期的に報告すること、是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。